

「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 5 年 3 月 27 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課環境改善室

標記について、令和5年1月6日から同年2月4日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」と「防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」は名前が長すぎて馴染めないと考えられるため、「電動防じんマスク」・「電動防毒マスク」等への名称の変更を検討すべき。	「防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」や「防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」は、当該保護具を法令上正確に規定するための名称として規定したものです。なお、事業場において、趣旨が伝わる範囲で、法令上の名称とは異なる呼び方を使用しても差し支えありません。
2	「具備しなければ」及び「具備すべき」部分をそれぞれ「備えなければ」及び「備えるべき」と修正すべき。（現代語ではほぼ同じ意味であるため。）	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条においては、「厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない」と規定されており、省令においても同様の表現を用いています。
3	構造規格を具備しなければ譲渡等を行うことができない機械等として、塩素ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を加えてほしい。	塩素ガスについては、ハロゲンガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具で対応可能です。